

# 市民手作りの 自治基本条例ができるまで



カット: 武蔵野美術大学 視覚伝達デザイン学科

2010年3月20日  
小平市自治基本条例市民の集い



・・・私たちのまち、こだいらを  
もっともっといいまちにしたい。  
私たちはそんな思いで、集まりました。



2006年8月 から議論を重ね  
『小平市自治基本条例案』  
にまとめました。

2009年12月 小平市議会で、  
可決、制定されました。



# 自治基本条例とは？

自治

基本

条例

(自ら治めるための) (土台となる) (まちのルール)

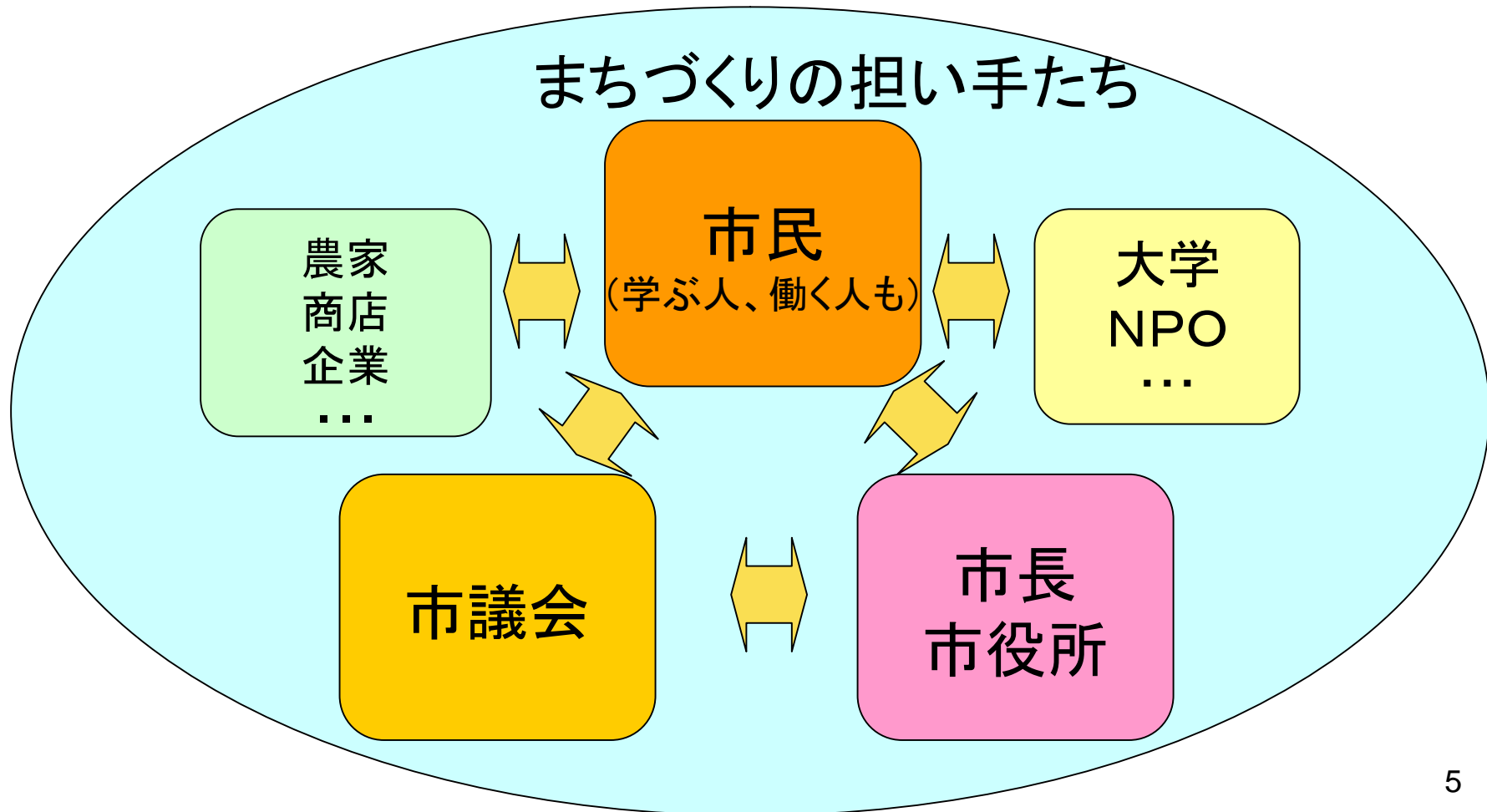
自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちでつくる。  
まちづくりの土台となるルール、それが自治基本条例。





# つまり 自治基本条例は

まちづくりの担い手たちの基本ルール。





## 自治とは？

- 自分たちのことは自分たちで決める。(自己決定)
- 決めたことに責任を持つ。(自己責任)

「地方分権」っていうのは、  
まさに「地域が、自治する。」ということ。

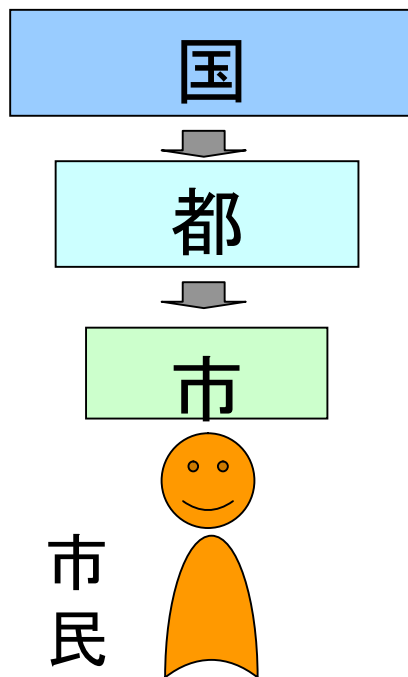


# なぜ必要なの？

「自分たちのまちを、自分たちでつくりたい」から

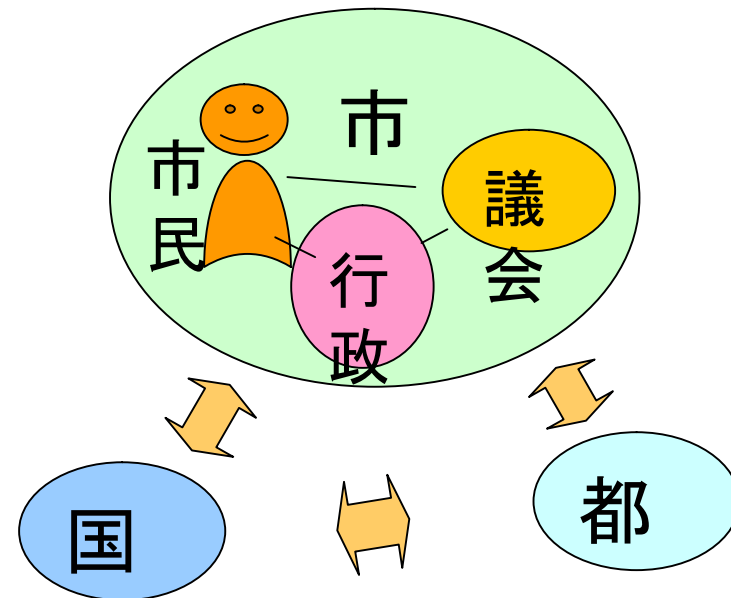
<これまで>

中央集権型のしくみ



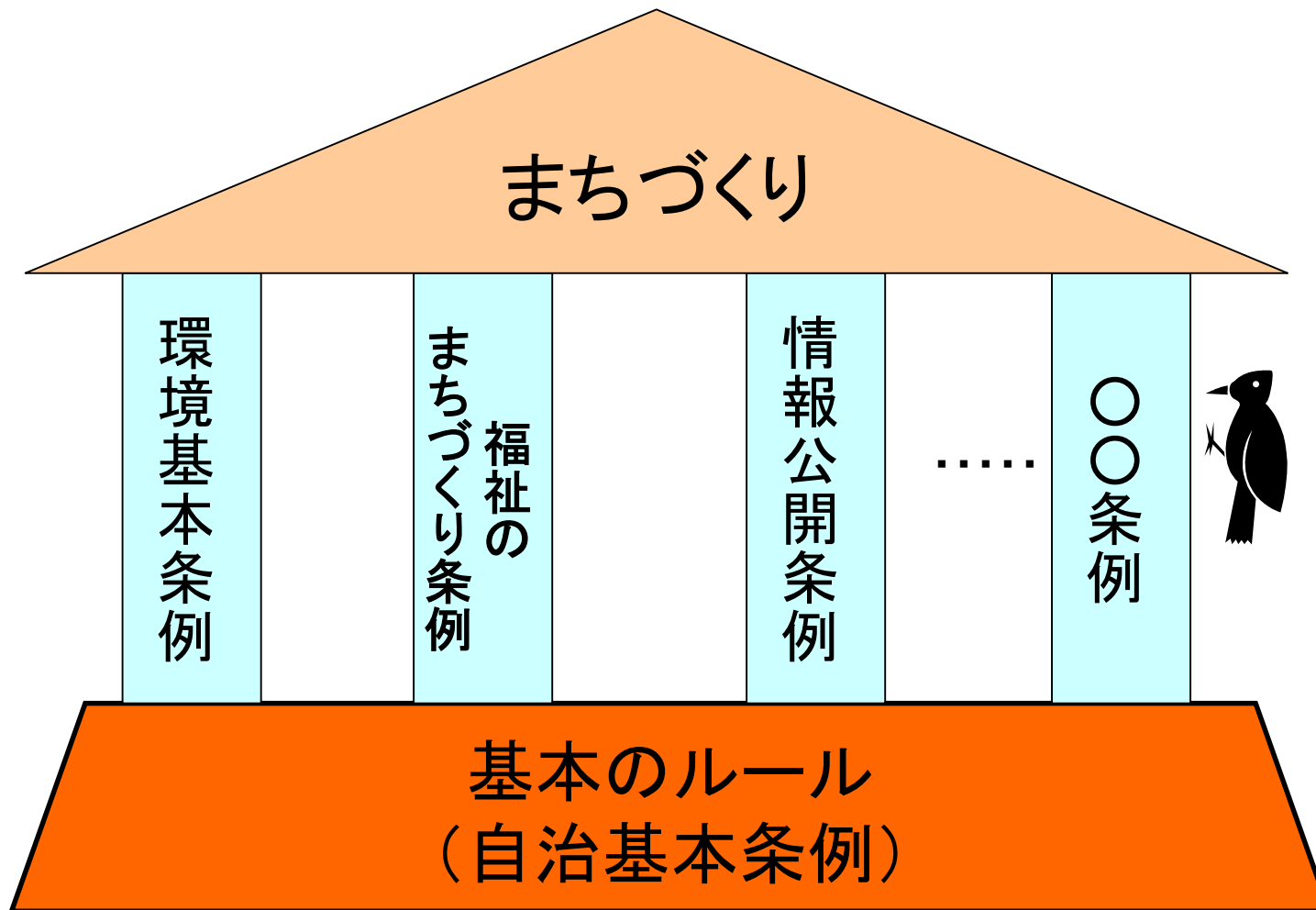
<これから>

地方分権型のしくみ





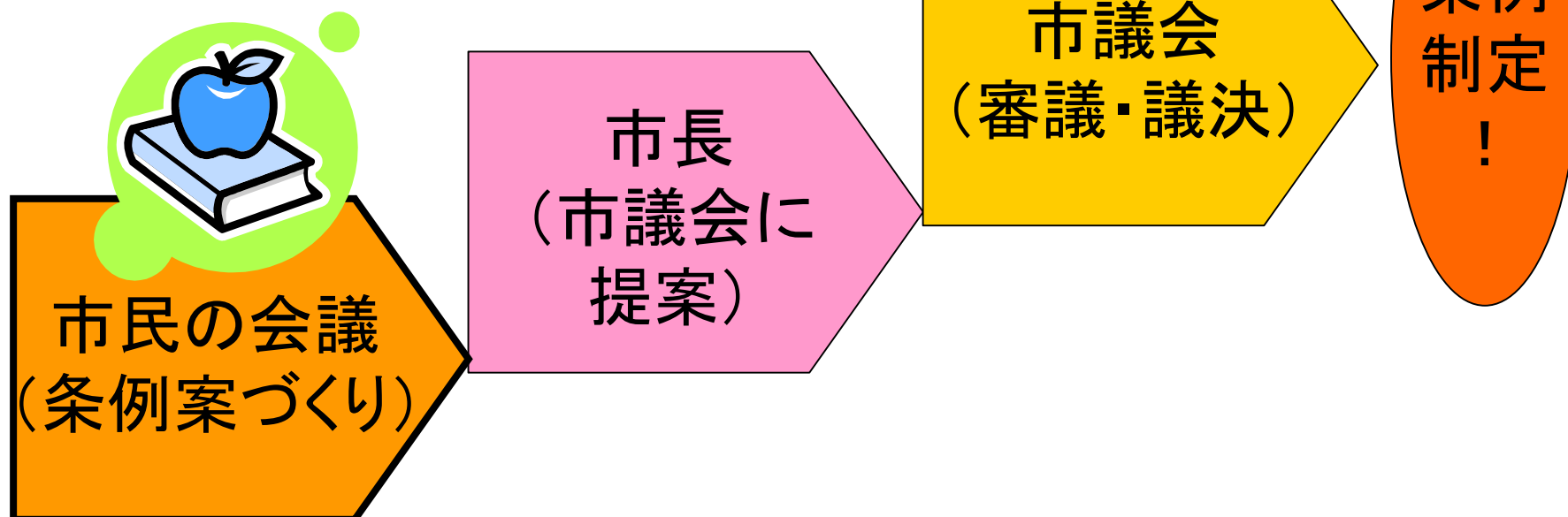
# 「まちづくりの基本のルール」とは？





## 小平市では？

「市民の会議」主体で条例案をつくりました



## 小平方式とは？

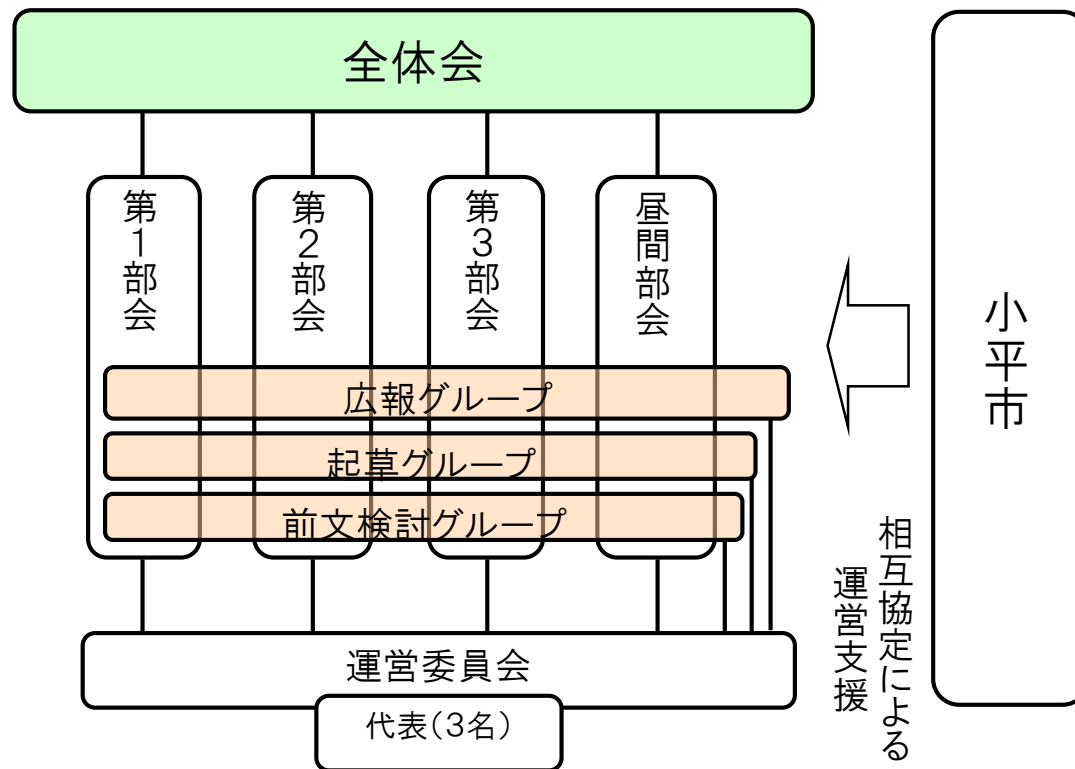
- 100%公募市民による市民の会議が条例案を作成
  - 市と市民の会議は協定
  - 市民意見交換会等で市民の意見を反映
- 市は条文の体裁を整え、市議会に提出
  - 市：市とも意見交換・調整した市民の会議案を議案化

つまり、100%市民手作り、と言っていいかも



# 市民の会議とは？

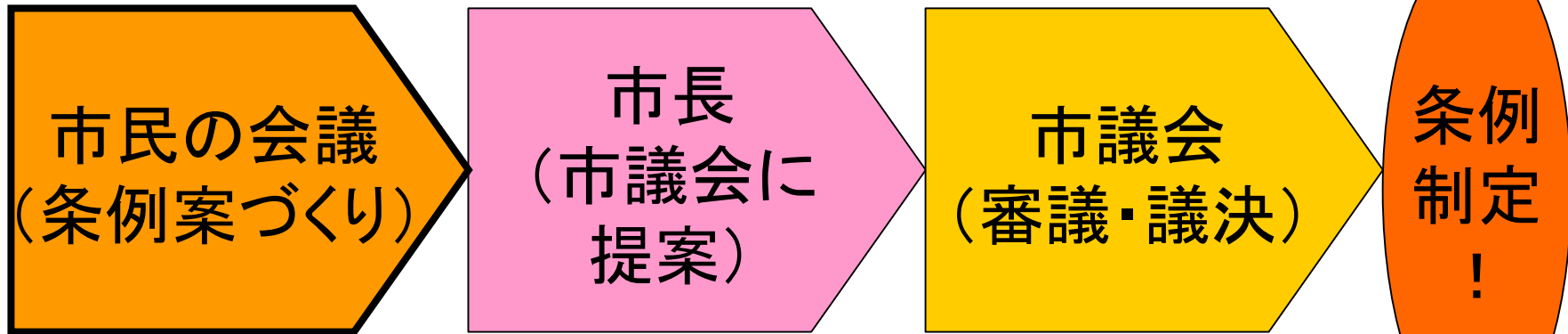
市の公募による市民の集まり。61人でスタート。





# 小平市では？

どれくらいかかったかというと…



1年10ヶ月

2006年8月～2008年5月

160回、480時間

会員61名→54名

市民意見交換会等417名、

市民意見370件

1ヶ月

2008年5月

1年8ヶ月

2008年5月～2009年12月

特別委員会(13名)

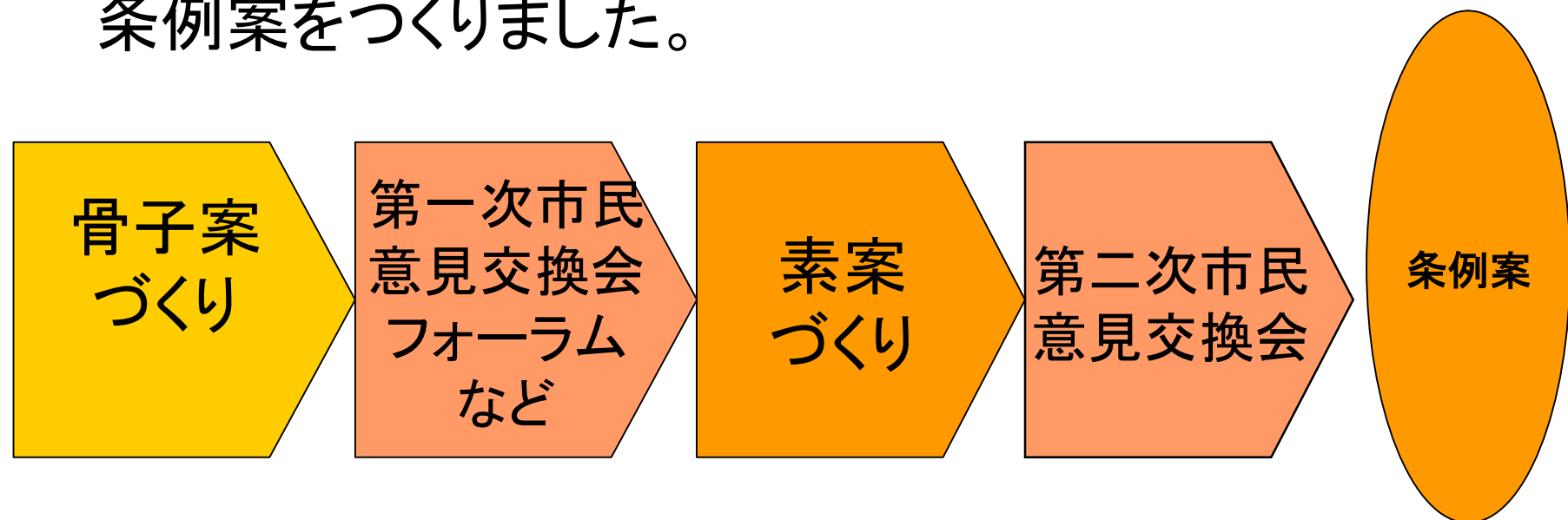
19回 約60時間

ぜんぶで3年5ヶ月かかりました



## 条例案づくりまで

「市民の会議」が、市民の意見を幅広くとりいれて、  
条例案をつくりました。



- ・「市民の会議」での会議：160回、480時間
- ・市民意見交換会：12回、265人、 3回、67人
- ・フォーラム：85人



# 自治基本条例「だより」の発行

The collage displays several pages from the 'Municipal Basic Ordinance Bulletin' (自治基本条例「だより」). The pages are numbered 3, 5, 10, and 12, showing different sections like news, reports, and community information.

- Page 3:** Titled 'ごだいらの自治基本条例 だより' (Municipal Basic Ordinance Bulletin). It features a large headline 'いよいよ「テーマ別検討」スタート' (Finally, 'Thematic Review' Starts). Below the headline, there are several small boxes with text and images, including a photo of a group of people.
- Page 5:** Also titled 'ごだいらの自治基本条例 だより'. It has a similar layout to page 3, with a headline and several text boxes.
- Page 10:** Titled 'ごだいらの自治基本条例 だより'. It features a large headline '市民の意見交換会 報告(10月29日～31日)' (Citizens' Exchange Meeting Report (October 29-31)). Below the headline, there are several text boxes and a photo of a meeting.
- Page 12:** Titled 'ごだいらの自治基本条例 だより'. It features a large headline '政治家を招き出す' (Inviting Politicians). Below the headline, there are several text boxes and a photo of a meeting.

The pages are arranged in a way that shows the progression of the bulletin, with page 3 at the top, page 5 in the middle, and pages 10 and 12 at the bottom. The pages are slightly overlapping, giving a sense of depth and showing the layout of the entire publication.

# 手作りのチラシ

よくわからないな、私の意見も伝えたいなという方のために…

自治基本条例ってなに？

(仮称)小平市自治基本条例  
骨子案についての市民意見交換会  
が開かれます！

今、小平では

意見交換会で、さらに幅広く、市民の声を反映します。

市民意見交換会

骨子案

できあがった骨子案をもとに

自治基本条例をつくっています

市民の公募で集まった「市民の会議」が「骨子案」をつくりました。

★開催予定★

11/1 (木) 午後7時～9時 東部市民センター集会所  
 11/3 (祝) 午後2時～ 自治基本条例フォーラム  
 基調講演：辻山幸直さん 中央公民館  
 11/10 (土) 午後7時～9時 鈴木地域センター  
 11/11 (日) 午後2時～4時 小川西町公民館  
 11/17 (土) 午後7時～9時 中橋地域センター  
 11/24 (土) 午後2時～4時 東部市民センター集会所  
 11/30 (金) 午後7時～9時 中央公民館

お近くの会場にお越しください

月 日 ( )

午後 時～ 時

場所：

★ご意見お問い合わせは  
事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当 ☎042-346-9582 メール da0040@city.kodaira.lg.jp まで

(仮称)小平市  
自治基本条例・案  
発表します！

いよいよ自治基本条例案が完成！

どうぞ、聞きにきて下さい。

平成18年から検討。長かったけどうれしい！

できました！！

■お問合せ先  
〒187-8701 小平市小川町2-1333  
小平市役所自治基本条例担当  
電話：042-346-9582  
メール：da0040@city.kodaira.lg.jp

開催日	時間	会場
4/28 (月)	午後2時～4時	東部市民センター 集会所
4/29 (祝)	午前10時～12時	小川西町公民館 ホール
4/29 (祝)	午後2時～4時	中央公民館 視聴覚室

説明：小平市自治基本条例をつくる市民の会議

# 武蔵野美大(視覚伝達デザイン学科) とのコラボレーション

# 武蔵美とのコラボ リーフレット

**ごあいさつ**

私たちは「小平の自治基本条例をつくる市民の会議」です。現在小平市では、自治のしくみとその基本的な原理やルールを定めた条例をつくっています。その自治体の動きをここでご紹介させていただきます。

**自治基本条例ってなに？**

**A. 「市民による自治のしくみ」の基本ルールを定めた、いわば「まちづくりの憲法」です。**

私たちは長い間、国が物事を決めて、地方はそれに従う、という考えに慣らされてきました。しかし、それでいいのでしょうか？自分たちの暮らしに直接関係する、身近なまちづくりは、自分たちが決める。それが本来のあり方ではないでしょうか。地域のことは、地域で考え、地域自らの責任で決める、べきです。そのためには、まちづくりの基本ルールを自分たちで決めなくてはなりません。だから「自治体の憲法」＝「自治基本条例」が必要なのです。

自治基本条例では、市長、議員、行政の役割と責任、情報公開や市民参加、選挙などの自治の基本原則、市民自治の進め方といった内容を定めます。小平市以外にも、平成13年4月に北海道で初めて「エッセイ型まちづくり基本条例」がはじめて施行され、その後全国で約100の自治体が発行しています。

**連絡先**

【小平市企画調整部自治基本条例課へ】

電話 **フォックス**  
042-246-9582 / 042-246-9513

メール  
ta2040@city.kodaira.lg.jp  
http://yodaina.sbs.jp

〒187-8701 小平市山田町2-1333  
小平市企画調整部自治基本条例課 庶務

自治基本条例づくりは、1人でも多くの市民の皆さんに、この条例の意義を十分理解、認識してもらい参加してもらうことが重要になります。皆さんの意見を伺っていきます！！

**ロゴマークのおはなし**



このロゴマークはプレゼンテーション用とポストカード用、Tシャツ、リンゴは小平の産物です。本業しています。自治基本条例に関わった人全員が必ず着てほしい。その際には、赤色を主とするカラーに調整し、小平市旗として掲げたいと思います。このマークは市の公認商標を別したものです。

発行所 小平市企画調整部自治基本条例課  
印刷所 武蔵美デザイン印刷



**自治基本条例をつくっています**

～自治基本条例って？～

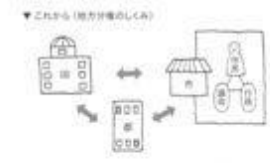
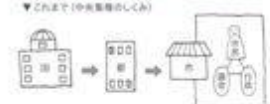


小平市自治基本条例をつくる市民の会議



**自治基本条例ができるようになる？**

**A. 「市民による自治」に一步近づきます。**



- 市民参加のルールを明確にすることにより、「市民による自治」が実現されます。自治基本条例を制定することにより、
- 市民と市が目標の共有と情報の共有を促していくことで市民の行政への関心や参加意欲を高める効果が期待されます。
  - 市民参加のルールを明確にすることにより市民の意識などによる状況の変化を受けにくくなり制度的な安定性が期待されます。

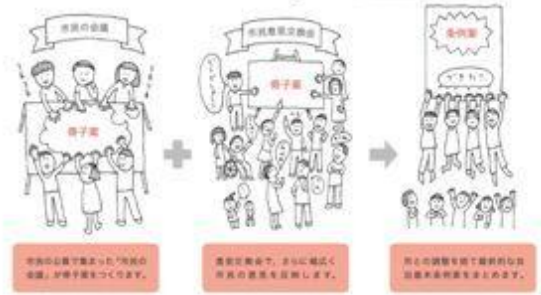


**だれがどうやってつくるの？**

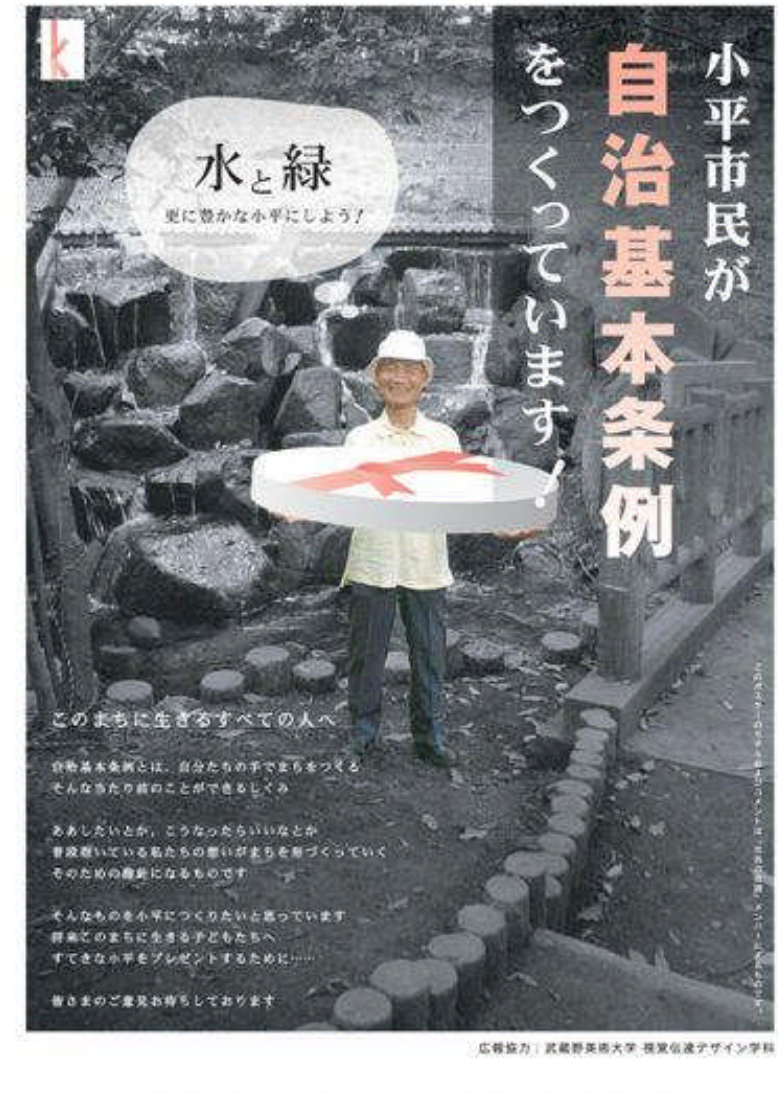
**A. 「市民の会議」がより多くの市民意見を反映して条例案をつくりまします。**

**ここがポイント!!**

市民が条例について意見を言うだけでなく、条例の進捗や市民の反応を把握し、これは市民にとって望ましいこと、小平市の発展に役立ちます。



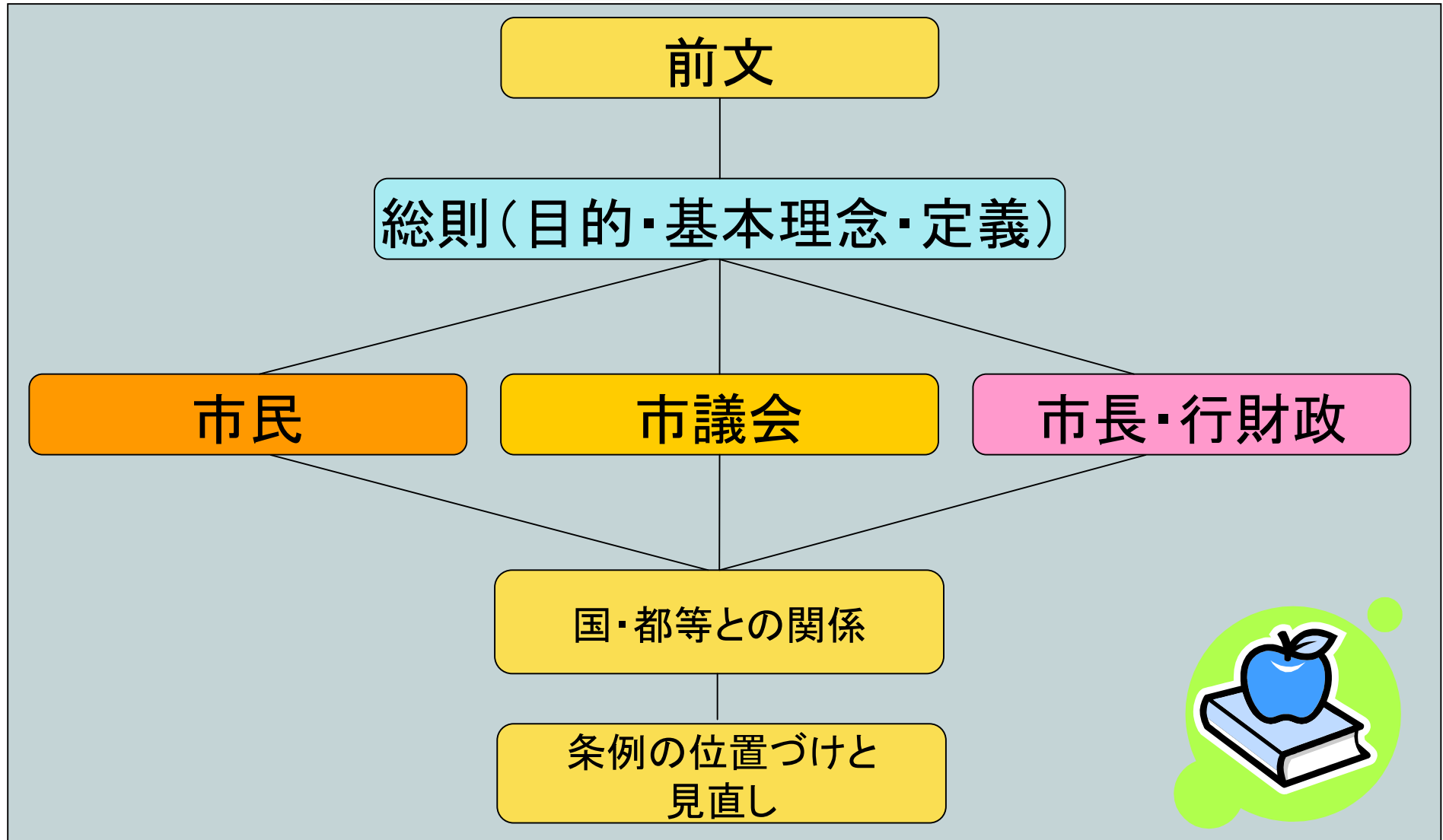
# 武蔵美とのコラボ ポスター





# 条例の全体像

前文から最後まで全部が市民手作り  
中身もいろいろな意見を反映しました。





# その中身は

## 市民

市民(権利・責務)

参加と協働

市民投票

コミュニティ

## 市議会

基本原則

市議会の責務

議員の責務

## 市長・行財政

市長の責務

行政のあり方

財政のあり方

## 前文(抜粋)

- このまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したい
- お互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることをはぐくみ平和の実現につくします
- 暮らし、仕事、学び、文化の調和のとれた豊かなちいき社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します
- 市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます

# ちょっと中をみてみると

市民

市議会

市長・行財政

市政に参加する権利

市議会の使命

市長の使命

市民投票

議員の使命

行政のあり方

地域コミュニティ

財政のあり方

#11 高齢者、障がい者、子どもなど市民だれもが市政に参加することができるように工夫する。

# ちょっと中をみてみると

市民

市議会

市長・行財政

市政に参加する権利

市議会の使命

市長の使命

市民投票

議員の使命

行政のあり方

コミュニティ

財政のあり方

#10 市政への参加の機会の保障

#12 地域の様々な課題の解決に向けた協働

# ちょっと中をみてみると

市民

市議会

市長・行財政

市政に参加する権利

市議会の使命

市長の使命

市民投票

議員の使命

行政のあり方

コミュニティ

財政のあり方

#16 市はコミュニティ活動の役割と自主性を尊重し、必要な支援を行う

# ちょっと中をみてみると

市民

市議会

市長・行財政

市政に参加する権利

市議会の使命

市長の使命

市民投票

議員の使命

行政のあり方

- #17 市民に開かれた、わかりやすい議会に
- #18 会議の公開、情報の提供、説明責任
- #19 政策の提言及び立案

# ちょっと中をみてみると

市民

市議会

市長・行財政

市政に参加する権利

市議会の使命

市長の使命

市民投票

議員の使命

行政のあり方

コミュニティ

財政のあり方

#29 市政運営の評価、検証、公表

#32 財政状況を分かりやすく公表



## 内容の特色

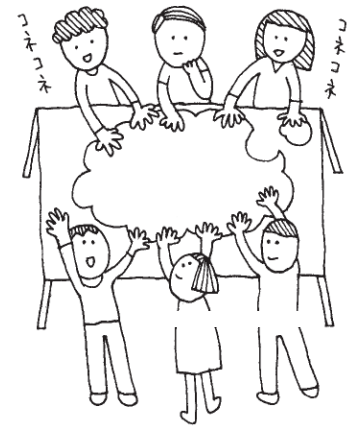
- 自治の理念と進め方にしぼった  
自治のありかたを定めた手続き条例といえる
- 市民の思いをこめた前文
- 参加と協働の具体的な規定
- 行財政規定の明記
- 議会や市長の役割規定の明記  
(議会の詳細規定は避け議会自らによる改革を期待)
- 突出、先駆的というより、成熟度・バランスの高い条例(=こだいららしさ?)





## 進め方の特色(小平方式)

- 100%公募市民による市民の会議が条例案を作成
  - 市と市民の会議は協定
  - 市民意見交換会等で市民の意見を反映
  - 市とも意見交換・調整し、市民の会議案に
- 市は条文の体裁を整え、市議会に提出





## 「熟議」はできたか？

熟議：相互理解、創造、合意形成のプロセスといわれるが…

- 会則等ができるまでに5ヶ月かかった
- 多数決は極力避けた
- 話をもどることも恐れなかった
- 「意見は違うが理解はする」も  
熟議の一部
- 最後の全体会では、条例案全体を  
全会一致で採択





## メンバーの声

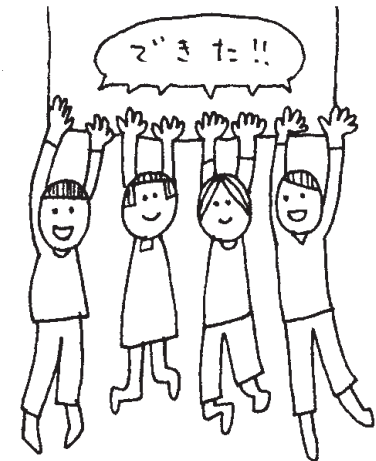
- 素晴らしい仲間ができた
- 意見の違う市民が話しあい、決めていく過程が住民自治そのもの
- こんなやりかたは初めて。全国で初めて
- 「市民」とは小平市の住民だけ？

もっと議論したかった

環境権等、幸福追求権等も議論したかった

- ともかく市民自治の第一歩として  
踏み出した

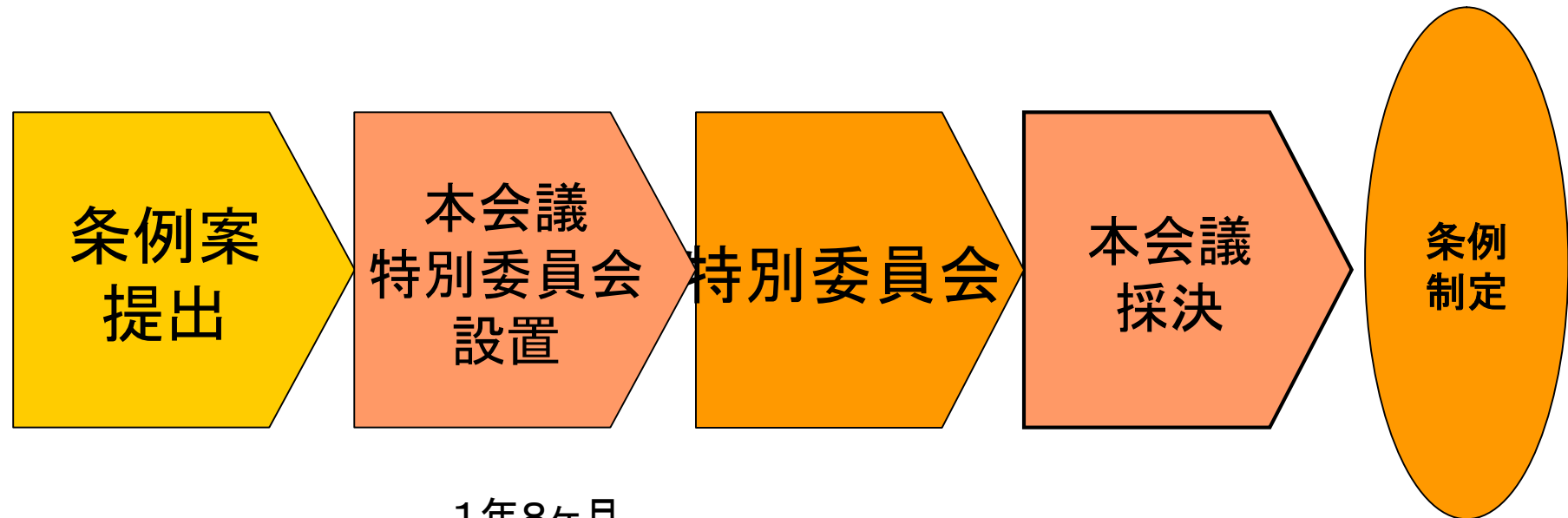
.....





# 条例案から制定まで

市議会では、徹底した議論がなされました。



1年8ヶ月

2008年5月～2009年12月

特別委員会(13名)

19回 約60時間

# 市議会

## ○特別委員会(19回)

- 17回が質疑
- 18回目で、修正案提出
- 19回目で、討議(会派意見表明)、採決(修正案、原案)

## ○本会議(2009年12月)

- 委員長報告、総括質疑、討議(会派意見表明)
- 採決(修正案、委員長報告案)

原案可決:賛成19、反対8

## 市議会

条例案について様々な意見が出た。  
全会一致とならなかったが、原案を可決

どう考えるか・・・

- ・市民の会議案と作成過程を尊重いただいた
- ・議会改革の気運にもつながった



## 条例案提出後、市民の会議は

- 条例制定まで：  
市民の会議は条例の制定を見守る活動に。  
記録誌の編集も。
- 条例制定後：  
「市民の会議」は解散、記録誌の発行等を行う  
「市民の集い」に

市民がつくった自治基本条例

# 市民がつくった 自治基本条例

「100%市民手づくりの「小平方式」は  
どうやって実現したのか？」  
まちづくりを目指す人々に贈る  
三年間のものごた



小平市自治基本条例をつくる市民の会 編

詳しくは記録誌で！

『市民がつくった 自治基本条例』

b5版 70頁 頒価：500円

ご注文は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、  
冊数を記載して、下記へ

〒817-0041 東京都小平市美園町

1-15-2-501 (橋本)

mail: [hashi@feel.ocn.ne.jp](mailto:hashi@feel.ocn.ne.jp)

Tel: 090-3237-7538

Fax: 042-347-0260

HP: <http://www.kodaira.sblo.jp>

ありがとうございました

自治基本条例をまちづくりに活かすのは  
これからです。  
もっともっといういまちに

